平成18年5月17日

関係各位

野村ホールディングス株式会社
コード番号8604
東証･大証･名証第一部

四半期配当の導入に伴う配当基準日の設定について

野村ホールディングス株式会社（執行役社長兼 CEO：古賀信行）は、平成 19 年 3 月期第 1 四半期配当に係る配当基準日を 6 月 30 日とすることを決定した。基準日公告は定款の定めに従い、電子公告により行う。

なお、平成 19 年 3 月期第 1 四半期の基準配当金額は 8 円、配当金の支払いは、平成 18 年 9 月頃となる予定。

（参考）

平成 19 年 3 月期基準配当金額

	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	期末配当	合計
基準配当金額	8 円	8 円	8 円	8 円	32 円

（注1） 全て普通配当
（注2） 配当金の支払い及びその金額の正式決定は、それぞれ取締役会において行われる。
（注3） 基準配当金額は配当の下限水準。同社の配当方針に則り、一定の経営成績が得られた場合には、基準配当金額に業績に応じた利益還元分を加え、配当性向が 30%以上となるように期末配当が支払われる予定。
（注4） 平成 18 年 6 月 28 日(水)開催予定の当社第 102 回定時株主総会において、四半期配当に係る定款変更議案として、年 4 回の配当基準日を定める議案を上程予定。当該議案の承認後は、四半期配当に係る個別の基準日公告は行わない。
（注5） 電子公告は当社ホームページの以下の URL において、5 月 18 日より行う。
http://www.nomuraholdings.com/jp/investor/

以 上

＜問合わせ先：野村證券株式会社 野村証券グループ本部 広報部
井手、今村、佐藤、田中、長坂、ハイマン TEL 03-3278-0591＞